

青森県カーリング協会規約

昭和 61 年 10 月 24 日制定

(1986 年)

平成 26 年 06 月 28 日改定

(2014 年)

(名称)

第 1 条 本協会は「青森県カーリング協会」と称し英文名は「The Aomori Curling Association」(略称 A.C.A)とする

(事務局)

第 2 条 本協会は事務局を青森市内に置く

(目的)

第 3 条 本協会は青森県におけるカーリング界を統括し代表する団体として、カーリングの普及促進を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする

(事業)

第 4 条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 日本カーリング協会に対し、青森県を代表する行為
- (2) 青森県所在のカーリング団体ならびにその行事の指導及び連絡調整
- (3) 青森県におけるカーリング大会の開催
- (4) カーリング技術の向上ならびに指導者の養成
- (5) カーリングに関する情報・資料の収集及び提供
- (6) その他、本協会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第 5 条 本協会は青森県所在の健全な個人及び団体をもって会員とする

(入会)

第 6 条 本協会へ入会を希望する者は、所定の入会申込書に別に定める入会金及び年会費を添え事務局へ申し込むものとし、理事会の承認を得て入会することができる

(会費)

第 7 条 会員は別に定める年会費を事務局へ納めるものとする

(役員)

第 8 条 本協会に理事及び監事を置く

- 2 理事の定数は 9 名以上 20 名以内とする
- 3 監事の定数は 2 名以上 4 名以内とする
- 4 理事の中から次の役員を選出する

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

(役員を選任)

第9条 役員を選任は次の通り行うものとする

- (1) 理事は総会において選出する
- (2) 会長、副会長は理事会において互選する
- (3) 事務局長は会長がこれを指名する
- (4) 監事は、理事会の推薦により総会においてこれを選出する

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
- (3) 事務局長は会長の指揮の下、本協会の事務を処理する
- (4) 監事は本協会の収支会計を監査する

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない

(名誉会長・顧問)

第12条 本協会に名誉会長及び顧問を置くことができる

- 2 名誉会長及び顧問は、会長がこれを委嘱する
- 3 名誉会長及び顧問は会長の諮問に応じて意見を述べることとする
- 4 名誉会長及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない

(総会)

第13条 総会は、会員によって構成される

- 2 総会は、会長がこれを招集する
- 3 総会の議長は、会長がこれを務める
- 4 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする
- 5 総会における議決は、出席会員の過半数の賛成をもってする
- 6 総会は次の事項を審議、決定する
 - (1) 理事、監事を選任
 - (2) 規約の改定
 - (3) 決算・監査報告の承認
 - (4) その他、本協会の運営に関して必要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、理事によって構成される

- 2 理事会は、会長がこれを招集する

- 3 理事会の議長は会長がこれを務める
- 4 理事会は理事の過半数の出席をもって成立するものとする
- 5 理事会における議決は出席理事の過半数の賛成をもってする
- 6 理事会は次の事項を決定する
 - (1) 会長、副会長の任免
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 監事の推薦
 - (5) その他事業運営上の重要な事項

(経費支弁)

第15条 本協会の経費は次の収入でまかなう。

- (1) 会費
- (2) 寄付金及び助成金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(会計年度)

第16条 本協会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる

(事務局)

第17条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く

- 2 事務局長は、会長が任命する
- 3 事務処理に関し必要な事項については、会長が別にこれを定める

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項に関しては別に細則で定める。

付則1 第16条の規定に関わらず、平成25年度会計年度は平成25年5月1日から平成26年5月31日までとする